

# 4月から 年金制度が 改正されます

◇平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は、月額1万3千580円です

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられる予定となっています。(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。)

## ◇早割制度で保険料が割引に

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます

17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは2890円の割引、口座振替では3420円の割引となります。(6か月前納も口座振替が有利です。)

現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書で4月30日(今年は4

月末日が休日のため5月2日)までに金融機関等の窓口での支払いが可能です。

## ②月々の口座振替に早割制度ができました

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると40円が割引となります。早割制度の申し込みをすると翌月末の初回の口座振替にて2か月分の保険料(従前の保険料と40円割引された保険料)が引落とすこととなり、その後の毎月の保険料が40円割引となります。

**【早割りのイメージ】**  
平成17年3月中に申し込みをした場合

○通常の口座振替		○早割制度	
保険料	引落月	保険料	引落月
3月分	4月末日	3月分	4月末日
4月分	5月末日	4月分	4月末日
5月分	6月末日	5月分	5月末日

4月分以降の保険料から40円割引

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

## ◇30歳未満の若年者に保険料納付猶予制度ができます(国民年金)

これまでの免除制度では、本人の所得が低くても同じ世帯の世帯主(親など)の所得が基準以上の場合、国民年金保険料の納付は免除になりませんでした。そこで学生でない若年者(20歳代の方)については、世帯主の所得を問わずに、本人とその配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予される制度が新設されました。(平成27年6月まで)

**【対象者】**  
30歳未満(学生を除く)で、被保険者本人及び配偶者の所得が基準額以下である方

**【該当する...】**  
猶予された保険料は、10年以内ならさかのぼって納められます。(追納)ただし、2年を過ぎて後払いする場合、当時の保険料に経過した期間に応じた一定の加算額がつきます。なお、追納した場合は、将来受け取る年金額に反映されます。また、猶予期間中に障害となったり、死亡したりした場合に、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。



## ◇第3号被保険者の特例が実施されます

これまで、第3号被保険者の届出が遅れてしまったときには、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納」の取扱いとなっていました。今回の改正では、このような期間について、特例的に届出ができるようになります。2年以上前の第3号被保険者の期間についても納付済期間とすることができるようになります。

**【対象者】**  
過去に第3号被保険者の届出もれがあつて保険料の未納期間がある方

**【該当する...】**  
第3号被保険者の期間として扱われ、老齢基礎年金などに反映されます。

なお、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があり、社会保険庁において第3号に該当していながら「保険料未納」の取扱いとなっていると把握している期間については、特例の届出の必要はありません。すでに届出があつたものとみなして、社会保険庁において自動的に保険料納付済の期間への変更を行い、該当する方に平成17年4月下旬に社会保険庁からお知らせが送付されます。

※未納期間となっている期間中の不慮の事故などにより、障害となった方については、今回の特例措置により保険料納付済期間となっても、障害基礎年金を受給することはできません。

◇特別障害給付金制度が始まります

この制度は、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して給付金の支給を行う制度です。

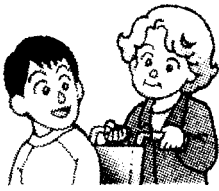
対象者は、

○平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

○昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合に加入していた方の配偶者

のいずれかであって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害の状態にある方です。

請求書の受付は、平成17年4月1日から市役所本庁医療保険課及び各総合支所市民課で行います。給付金の支給は請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金の請求をする方は、平成17年4月中に請求書を提出してください。(5月に請求した場合は6月分からの支給となります。)



◇育児期間中の配慮措置が拡充されます(厚生年金保険)

①育児休業期間中の保険料免除制度が拡充されます

子どもが満1歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子どもが満3歳に達するまでに延長されます。

なお、再申請及び延長については、事業主を通じて社会保険事務所への届出が必要となります。



②育児しながら勤務する方への配慮措置が実施されます

3歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額(給与等、会社から支給される額を1か月平均した額)が低下した場合は、事業主を通じて社会保険事務所へ届出を行えば、子が生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなされ、将来の年金受取額が低下しないようになります。(保険料は増えません。)

なお、2年前までさかのぼって届出ができますので、すでに会社を退職している方は、直接社会保険事務所に届出を行ってください。

◇60歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

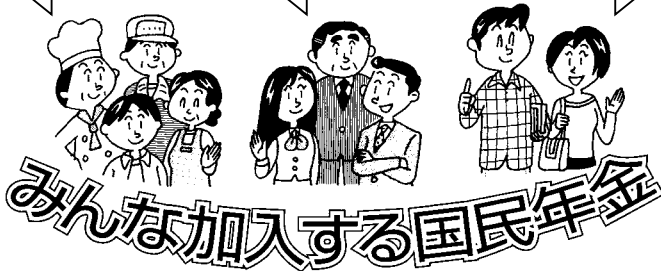
老齢厚生年金を受給している60歳代前半の方が、就労して厚生年金保険の被保険者となった場合は、これまで、年金額が一律に2割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に応じて支給停止となっていました。が、一律2割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとなる仕組みに変更されます。

なお、該当する方には、年金額が改定される旨のお知らせが、6月中旬に社会保険庁から送付されます。

**第1号被保険者**  
自営業や自由業の方とその配偶者、フリーター、学生

**第2号被保険者**  
職場の厚生年金保険や共済組合に加入している方

**第3号被保険者**  
第2号被保険者に扶養されている配偶者



年金についての問い合わせ先

茨城年金電話相談センター (年金相談専用電話です)

☎029-302-1165

●相談時間 午前8時30分～午後5時まで (土・日・祝祭日及び年末年始を除く)

\*電話による厚生年金、国民年金に関する年金相談(障害年金を除く)を受け付けています。

\*障害年金に関するご相談は、社会保険事務所にお問い合わせください。

水戸北社会保険事務所 (水戸市大町2-3-32)

代表電話番号 029-231-3141

